

# 船舶事故調査報告書

平成27年6月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年11月17日 12時00分ごろ
発生場所	北海道新ひだか町三石漁港南西方沖 三石港外南防波堤灯台から真方位243° 7.1海里（M）付近 （概位 北緯42° 11.37′ 東経142° 24.35′）
事故調査の経過	平成26年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八東丸 <sup>あづま</sup> 、19トン AM2-4859（漁船登録番号）、個人所有 16.22m（Lr）×3.87m×1.71m、FRP ディーゼル機関、603.00kW、昭和53年10月28日 第212-6983号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第十八千歳丸 <sup>ちとせ</sup> 、9.7トン HK2-21512（漁船登録番号）、有限会社逢山漁業 14.96m（Lr）×3.99m×1.36m、FRP ディーゼル機関、496.45kW、平成10年10月15日 第200-32260号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年6月16日 免許証交付日 平成24年12月27日 （平成30年6月15日まで有効） B 船長B 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年8月12日 免許証交付日 平成21年11月17日 （平成27年7月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷側外板及び操舵室右舷側に破口及び亀裂等、自動いか釣り機に破損 B 船首外板及び球状船首に擦過傷等、自動いか釣り機に破損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、平成26年11月17日11時50分ごろ、三石漁港南西方沖7.1M付近で船首を北西～北北西方に向けて漂泊し、いか一本釣り漁の操業を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側に立って手動操舵で操船に当たり、目視並びに1M及び4Mレンジとしたレーダーにより、右舷方0.5M付近に数隻のいか釣り漁船が漂泊して操業中であることを認めたと、他に通航船舶を認めず、他のいか釣り漁船は移動するとしても操業中のA船を避けるものと思い、操業を続けた。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側に設置してある魚群探知機を見ながら機関を使用して船位を保って操業を続けていたところ、12時00分ごろ、突然衝撃を感じ、右舷側を振り向くとB船がA船の右舷後方から衝突していた。</p> <p>船長Aは、船長Bと対話した後、所属する漁業協同組合に携帯電話で連絡し、B船と共に自力で北海道浦河町浦河港へ戻った。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、浦河港南西方沖でいか一本釣り漁の操業を行った後、漁場を移動して三石漁港南西方沖7M付近で船首を北方に向けて漂泊し、操業を再開した。</p> <p>船長Bは、周囲のいか釣り漁船約30隻と同じ漁場で操業を行っていたのでは十分な漁獲が得られないと思い、北西方の漁場へ移動することとし、11時55分ごろ、操舵室右舷側に立って自動操舵で操船に当たって対地速力約10ノットで北西進した。</p> <p>船長Bは、目視で右舷前方1M付近に操業中のいか釣り漁船を2隻認めたと、前方にはこの2隻しかいないものと思い、右舷前方の漁船を見ながら北西進を続けていたところ、突然衝撃を感じたので機関を停止した。</p> <p>船長Bは、A船と衝突したことに気づき、船長Aと対話した後、A船と共に自力で浦河港へ戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船の乗組員は、本事故時、船首甲板左舷側で漁獲物の選別作業を行っていた。</p> <p>船長Bは、B船の操舵室で操船すると、左舷船首方に一部死角を生じていることを知っていたので、ふだん、周囲にいか釣り漁船が多数操業している漁場を発進する際、右回頭して目視で周囲の状況を確認した上、航行を開始していたが、本事故時には右回頭することを失念していた。</p> <p>B船の乗組員2人は、本事故時、屋根のある囲いに覆われた船首甲板で、漁獲物の選別作業を行っていた。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、三石漁港南西方沖で漂泊して操業中、船長Aが、操舵室左舷側の魚群探知機を見て操業に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、右舷後方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、他に通航船舶を認めず、他のいか釣り漁船は移動するとしても操業中のA船を避けるものと思い、操舵室左舷側の魚群探知機を見て操業に意識を集中していたものと考えられる。</p> <p>B船は、三石漁港南西方沖を漁場移動のため北西進中、船長Bが、右舷前方の2隻のいか釣り漁船を見ながら操船を行い、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊して操業中のA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、前方には右舷前方の2隻しかいないものと思い込み、右舷前方の2隻を見ながら操船を行っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、三石漁港南西方沖において、A船が漂泊して操業中、B船が北西進中、船長Aが、操業に意識を集中し、見張りを行っておらず、また、船長Bが、右舷前方の2隻のいか釣り漁船を見ながら操船を行い、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発進時は、操舵室を出て目視で周囲の状況を確認するとともに、航行中は、他船を見落とすことがないよう、レーダーを活用するなどして周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・漂泊して操業中であっても常時周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

